

国住生第 51 号  
国住指第 587 号  
平成 20 年 5 月 1 日

日本建築士連合会会長 殿  
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

建築指導課長

地方税法施行規則附則第 7 条第 8 項第 2 号の規定に基づく証明書について

地球温暖化防止に向けて家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量の削減を図るため、平成 20 年度税制改正において、既存住宅の熱損失防止改修工事を行った場合の所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置が創設されました。

本通知は、固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書(記 4 の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたことについて建築士等が証明する書類。以下「固定資産税減額証明書」という。)の発行等についてお示しするものです。

貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

記

#### 1 固定資産税額の減額措置の概要

平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する 3 の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分(貸家の用に供する部分を除く。)について、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3

月31日までの間に4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）を3分の1減額するものです。

この固定資産税額の減額措置（以下「減額措置」という。）は、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、固定資産税減額証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

## 2 根拠条文等

- ・地方税法附則第15条の9第9項から第12項まで
- ・地方税法施行令附則第12条第35項から第41項まで
- ・地方税法施行規則附則第7条第8項第2号
- ・平成20年国土交通省告示第515号及び第516号（4において「告示」という。）

## 3 対象となる既存住宅の要件

減額措置の適用対象となる既存住宅は、平成20年1月1日以前から所在する（1）又は（2）のいずれかに該当する住宅とされています。

（1）区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの

- ① 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
- ② 貸家の用に供する部分以外の人居住の用に供する部分を有するもの

（2）区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの

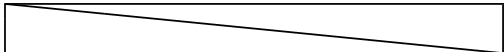
- ① 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
- ② 貸家の用に供する部分以外の人居住の用に供する部分を有するもの

所得税額の特別控除と異なり、居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には減額措置の適用対象となります。

## 4 熱損失防止改修工事の要件

減額措置の適用対象となる熱損失防止改修工事は、（1）及び（2）の要件を満たす熱損失防止改修工事とされています。

（1）次の表における①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で、各改修部位が施工後に新たに次の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事であること

	熱貫流率	建具等の仕様
---	------	--------

①窓の断熱性を高める改修工事 (VI地域を除く。)	告示別表1-1の基準値以下	告示別表2-1に該当
VI地域	夏期日射侵入率	建具等の仕様
窓の日射遮蔽性を高める改修工事	告示別表1-2の基準値以下	告示別表2-2に該当
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める改修工事	告示別表3の基準値以下	告示別表4の基準値以上
③壁の断熱性を高める改修工事		
④床等の断熱性を高める改修工事		

備考

- (i) ②から④については、告示別表4において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されていますが、補足として、別表に断熱材の必要厚さを地域別に示します。
- (ii) ②から④については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意して下さい。

(2) (1) の要件を満たす熱損失防止改修工事に要した費用の額が30万円以上であること

(1) の要件を満たす熱損失防止改修工事と併せて行われた熱損失防止改修工事に直接関係のない費用の額は、熱損失防止改修工事に要した費用の額に含まれませんが、対象部位の断熱性を高める工事に附帯して必要となる改修工事（例えば、外壁に断熱材を施工した場合に、仕上げ材としてモルタル、サイディング等を施工する工事）については、熱損失防止改修工事に要した費用の額に含まれます。

**5 固定資産税減額証明書の発行主体**

固定資産税減額証明書を発行できるのは、(1) から (3) までの者（以下「証明書発行者」という。）とされています。

(1) 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士

申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士は、当該工事の内容及び費用を把握しているため、設計及び工事監理に関する業務の一環として、固定資産税減額証明書を発行することが望ましいところです。

(2) 建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

**6 熱損失防止改修工事証明書の発行事務**

## (1) 証明内容

証明書発行者においては、申請住宅について4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたことについて、申請者から提出された(2)の書類により審査を行った上で、又は必要に応じて現地調査を行った上で、熱損失防止改修工事証明書を発行して下さい。

## (2) 熱損失防止改修工事証明書の発行のための提出書類

証明書発行者においては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、(1)の証明内容等を確認して下さい。

その際、申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士においては当該設計及び工事監理の際に用いた書類を可能な限り活用することとし、申請者に過度の負担とならないよう留意して下さい。

### (i) 申請住宅の所在地が確認できる書類

(例) 登記事項証明書、固定資産税の課税証明書

### (ii) 4(1)の要件を満たすこと(改修部位が施工後に新たに4(1)の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事が行われたこと)が確認できる書類

(例) 熱損失防止改修工事の設計図書、熱損失防止改修工事前後の写真

### (iii) 4(2)の要件を満たすこと(当該熱損失防止改修工事の費用の額が30万円以上であること)が確認できる書類

(例) 熱損失防止改修工事費用の領収書

## (3) 熱損失防止改修工事証明書の記載事項の留意点

区分所有に係る家屋の場合は、熱損失防止改修工事証明書の「家屋番号及び所在地」の欄には、専有部分の家屋番号及び所在地を記載して下さい。

## (4) 熱損失防止改修工事証明書の発行手数料

固定資産税減額証明書の発行手数料については、証明書発行者における実費、事務量等を勘案して、適正な額に設定して下さい。

なお、申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士においては当該設計及び工事監理に関する業務の一環として証明内容が確認できることに鑑み、無料又は最小限の実費程度に設定していただくことが望ましいところです。

## (5) 熱損失防止改修工事証明書の発行に要すべき期間

減額措置の適用を受けるためには、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、固定資産税減額証明書を添付して申告を行うことが必要とされています。このため、固定資産税減額証明書の発行に当たっては、この期限内に申請者が申告できるよう適切に対応して下さい。

別表 地域別断熱材の必要厚さ

( I 地域 )

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位	断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)									
				A-1	A-2	B	C	D	E	F			
鉄筋コンクリ ート造等の住 宅	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80			
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55			
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75		
			その他	2.2	115	110	100	90	75	65	50		
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
			その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15		
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70			
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40			
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50		
			その他										
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
			その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15		
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150		
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130			
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75			
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115		
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他	1.2	65	60	55	50	45	35	30		
		枠組壁工法の 住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
				天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
				壁	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
床	外気に接する部分			4.2	220	210	190	170	145	120	95		
	その他			3.1	165	155	140	125	110	90	70		
土間床等 の外周部	外気に接する部分			3.5	185	175	160	140	120	100	80		
	その他の部分			1.2	65	60	55	50	45	35	30		
木造、枠組壁 工法又は鉄骨 造の住宅	外張断熱工法			屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
				壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65	
				床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
		その他											
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30		

( II 地域 )

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位	断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)									
				A-1	A-2	B	C	D	E	F			
鉄筋コンクリ ート造等の住 宅	内断熱工法	屋根又は天井	2.7	145	135	125	110	95	80	60			
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40			
		床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60		
			その他	1.8	95	90	85	75	65	55	40		
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35		
			その他	0.4	25	20	20	20	15	15	10		
	外断熱工法	屋根又は天井	2.2	115	110	100	90	75	65	50			
		壁	1.5	80	75	70	60	55	45	35			
		床	外気に接する部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40		
			その他										
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35		
			その他	0.4	25	20	20	20	15	15	10		
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105		
		天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90			
		壁	2.2	115	110	100	90	75	65	50			
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115		
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他	1.2	65	60	55	50	45	35	30		
		枠組壁工法の 住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
				天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90	
				壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55	
床	外気に接する部分			4.2	220	210	190	170	145	120	95		
	その他			3.1	165	155	140	125	110	90	70		
土間床等 の外周部	外気に接する部分			3.5	185	175	160	140	120	100	80		
	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30				
木造、枠組壁 工法又は鉄骨 造の住宅	外張断熱工法	屋根又は天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90			
		壁	1.7	90	85	80	70	60	50	40			
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85		
			その他										
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30		

## (Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリ ート造等の住 宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
	その他		0.2	15	10	10	10	10	10	5	
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
			その他								
土間床等 の外周部		外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20	
	その他	0.2	15	10	10	10	10	10	5		
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井		4.6	240	230	210	185	160	130	105
		壁		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
			その他	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15	
枠組壁工法の 住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井		4.6	240	230	210	185	160	130	105
		壁		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		床	外気に接する部分	2.3	120	115	105	95	80	65	55
			その他	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45
			その他の部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15	
木造、枠組壁 工法又は鉄骨 造の住宅	外張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他								
		土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15			

## (Ⅵ地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリ ート造等の住 宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10
		床	外気に接する部分								
			その他								
	土間床等 の外周部	外気に接する部分									
		その他									
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10		
床		外気に接する部分									
		その他									
土間床等 の外周部		外気に接する部分									
その他											
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井		4.6	240	230	210	185	160	130	105
		壁		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
			その他								
		土間床等 の外周部	外気に接する部分								
その他											
枠組壁工法の 住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井		4.6	240	230	210	185	160	130	105
		壁		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		床	外気に接する部分	2.3	120	115	105	95	80	65	55
			その他								
		土間床等 の外周部	外気に接する部分								
その他の部分											
木造、枠組壁 工法又は鉄骨 造の住宅	外張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分								
			その他								
		土間床等 の外周部	外気に接する部分								
その他											

※ 断熱材の厚さ欄A-1～Fは、それぞれ次の断熱材を表すものとする。

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類	
A-1	吹込用グラスウール(施工密度13K、18K)	D	高性能グラスウール断熱材 40K相当	
	タタミボード(15mm)		高性能グラスウール断熱材 48K相当	
	A級インシュレーションボード(9mm)		A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号	
	シーリングボード(9mm)		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種	
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板1種	
	吹込用ロックウール断熱材 25K		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1	
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2	
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当		A種ポリエチレンフォーム保温板3種	
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号		A種フェノールフォーム保温板2種2号	
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号		E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号			A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号	
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号	
	高性能グラスウール断熱材 16K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号	
	高性能グラスウール断熱材 24K相当		A種フェノールフォーム保温板2種3号	
	高性能グラスウール断熱材 32K相当		F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当			A種フェノールフォーム保温板1種2号
	住宅用ロックウール断熱材(マット)			
	ロックウール断熱材(フェルト)			
	ロックウール断熱材(ボード)			
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号			
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号			
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号			
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種			
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3			
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種			
	A種フェノールフォーム保温板2種1号			
	A種フェノールフォーム保温板3種1号			
	A種フェノールフォーム保温板3種2号			
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K			
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K			
吹込用ロックウール断熱材 65K相当				